

2015年6月1日

エコマーク商品類型 No.140 「詰め替え容器・省資源型の容器 Version1.7」

認定基準の部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

現行の認定基準においては詰め替え容器・省資源型の容器への再生材料の使用を想定していない。そのため、プラスチック添加物などに関する基準はあるが、分類 E「食品用器具および容器包装における再生材料を使用した PET ボトル（容器）」以外は再生材料中の有害物質を規定する基準が設定されていない。しかし、再生材料を使用した詰め替え容器や PET ボトル等も市場に流通してきているため、食品容器に対して再生プラスチックの使用に関する厚生労働省指針を認定基準に組み込むことで、有害物質の基準を補足する。

2. 改定箇所（*下記項目を追加）

《分類 A～D の該当箇所》

- (x) 食品容器に再生プラスチック材料を使用する場合は、厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）」（平成 24 年 4 月 27 日 食安発 0427 第 2 号）に基づいて安全性の確保を図っていること。

【証明方法】

厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）」（平成 24 年 4 月 27 日 食安発 0427 第 2 号）に基づいて安全性の確保を図っていることを示す文書を提出すること。

3. 改定日： 2015年6月1日

以上